

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	都市整備部 まちづくり推進総室 まちづくり推進課	
不利益処分名	個人施行者の処分の取消し等	
根 拠 法 令	都市再開発法	
根 拠 条 項	第124条の2第1項	
連 絡 先	(電話 621-5269)	
処 分 基 準	<p>【基準】 都市再開発法124条の2第1項の規定による。</p> <p>(個人施行者に対する監督) 第124条の2 都道府県知事は、個人施行者の施行する第一種市街地再開発事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2～4 【略】</p>	
	参 考 事 項	徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)